

公益財団法人大学基準協会における公的研究費の使用に関する行動規範

平 28. 5. 23 決定

公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）は、「内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的」とした団体である（定款第3条）。この意味において、本協会の調査研究は、わが国の大学からの信頼及びそれに基づく負託により支えられているということができる。こうした状況下において、本協会が文部科学省又は同省が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金及び公募型の研究資金等（以下「公的研究費」という。）を不正に使用したならば、その信頼及び負託を大きく損なうばかりか、わが国の大学に対する社会からの信頼を失墜させ、ひいては学術の健全な発展を阻害することとなる。

したがって、本協会は、上記のような背景を十分に認識し、公的研究費の適正な使用及び管理を目的として、これに関する行動規範を定める。本協会の職員その他の本協会の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、以下の行動規範を厳格に遵守しなければならない。

第1条 研究者等は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、これを適正かつ効率的に使用し、かつ、管理しなければならない。

第2条 研究者等は、公的研究費の使用及び管理に当たり、関係法令、配分機関の定めるルール、本協会諸規程その他の必要な事項を遵守しなければならない。

第3条 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的な使用に努めなければならない。

2 研究者等のうち、主として事務を担当する者は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならぬ。

第4条 研究者等は、相互の理解及び緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

第5条 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑、不信等を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

第6条 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令、配分機関の定めるルール、本協会諸規程その他の遵守すべき事項に関する知識の習得及び理解に努めなければならない。

第7条 研究者等は、関係法令、配分機関の定めるルール、本協会諸規程その他の遵守すべき事項に違反し、不正を行った場合、関係規定に基づく処分及び法的責任を負わなければならない。

以上